

<届出上の留意点>

動物用医薬品店舗販売業の廃止・休止・再開の届出について

店舗を廃止、休止又は再開した場合には、30日以内に家畜保健衛生所へ届出しなければなりません。

I 店舗を廃止する場合

1 動物用医薬品店舗販売業廃止（休止・再開）届出書

届出書に記載する許可年月日は、動物用医薬品店舗販売業許可証に記載されている許可の有効期間の開始年月日を記載してください。

2 動物用医薬品店舗販売業の許可証

許可証を届出書に添付し返納してください。

II 店舗を休止又は再開する場合

動物用医薬品店舗販売業廃止（休止・再開）届出書

III その他

1 届出書を正式に提出する前に、届出書（案）をFAXやメール等によりご送付頂ければ、内容の事前確認と記載事項の修正すべき点について、ご連絡します。

2 お問い合わせ・届出書提出先

秋田県北部家畜保健衛生所 hokubukaho@pref.akita.lg.jp

〒018-3454 北秋田市脇神字高村岱92

Tel 0186-62-2715 Fax 0186-62-0146

秋田県中央家畜保健衛生所 Chuokaho@pref.akita.lg.jp

〒011-0904 秋田市寺内蛭根1丁目15-5

Tel 018-864-0401 Fax 018-862-7132

秋田県南部家畜保健衛生所 nan-kaho@pref.akita.lg.jp

〒014-0011 大仙市富士見町6-55

Tel 0187-62-5354 Fax 0187-66-1849

ご不明な点については、当該店舗の住所地を所管する家畜保健衛生所の担当者へ、気兼ねなくご相談ください。